**平成２３年（フ）第２２５号**
群馬県藤岡市緑埜861番地
債務者　原田小百合
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１１８号**
千葉県銚子市明神町２丁目215番地の２　市営住宅Ａ―33号
債務者　木村　育子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２３年（フ）第４４号**
新潟県加茂市柳町１丁目４番12号
債務者　新飯田　将
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２３年（フ）第７７号**
山口県宇部市居能町３丁目２番11号
債務者　内田美江子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２３年（フ）第７９号**
山口県山陽小野田市大字小野田397番地３県営住宅２棟102号、旧住所山口県山陽小野田市大字小野田263番地
債務者　長谷　　忍
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２３年（フ）第６号**
北海道美唄市東２条南５丁目２番29―103号
債務者　高桑　　正
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２３年（フ）第３２号**
北海道美唄市東５条北７丁目３番18―26号
債務者　藤原　明美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２３年（フ）第５１号**
北海道岩見沢市７条東12丁目21番地２　スイート・メゾン201
債務者　鈴木　　仁
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２３年（フ）第６４号**
北海道空知郡南幌町緑町４丁目１番13号
債務者　人見　恵美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２３年（フ）第６７号**
北海道岩見沢市日の出台７丁目３番９―203号
債務者　服部　美奈（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２３年（フ）第７０号**
北海道美唄市西２条南１丁目２番２―203号
債務者　西中　翔一
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２３年（フ）第３０３号**
新潟市東区幸栄３丁目９番21号
債務者　伊藤　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１２８９号**
愛知県常滑市栄町７丁目203番地の４
債務者　高橋　　渉
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１３８１号**
名古屋市守山区瀬古東３丁目1714番地
債務者　越智　啓子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１４４１号**
名古屋市南区中割町３丁目31番地　中割ハイツ205号
債務者　北川　貴美
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１５０４号**
愛知県海部郡蟹江町大字須成字西矢倉下1802番地１
債務者　戸谷　純子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第８６号**
名古屋市西区大野木４丁目556番地の４
債務者　加藤　秀美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第２２７号**
愛知県一宮市大宮３丁目４番17号
債務者　納　　啓
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部